

第1回 契約・調達管理会議 議事要旨

1 開催日時

令和5年7月18日（火曜日）16時00分から16時30分まで

2 開催場所

東京都庁第一本庁舎14階 14D会議室（オンライン会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○鵜川 正樹 監査法人ナカチ（公認会計士）
川口 貴史 一般財団法人東京2025世界陸上財団総務企画室財務副部長（契約・調達課長事務取扱）
齋藤 政秀 東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第一課長
滝口 広子 北浜法律事務所・外国法共同事業（弁護士）
三浦 大助 東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
森谷 真咲 公益財団法人日本陸上競技連盟事務局経営企画部管理課長

（2）事務局

東京都生活文化スポーツ局

4 要旨

（1）開会

（2）委員紹介

（3）委員長挨拶

（4）契約・調達管理会議について説明

<説明・確認>

・契約・調達管理会議について、「契約・調達管理会議設置要綱」に沿って、事務局から主に以下を説明。

ア 本会議の目的（要綱第1条）

イ 本会議に付議する案件（要綱第2条）

ウ 本会議における情報は、契約に関するものであり厳格に管理する必要があることから守秘義務について説明（要綱第8条）

（５）議事（発言者の敬称略）

ア 「契約・調達管理会議」における付議基準について【資料４】

<説明・確認>

本会議に付議する案件について、本則（要綱第２条）では、「一件の予定価格２千万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約、一件の予定価格４千万円以上の工事請負契約委託契約」と定めているが、今回、新たに世界陸上財団が設立されたことを踏まえ、準備の初期段階から適正な契約事務のフローを構築するため、当面の間において、本会議に付議する金額基準を引き下げ、「一件の予定価格３００万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約、一件の予定価格８００万円以上の工事請負契約委託契約」とすることを事務局から説明。

<質疑・意見など>

川 口：当面の間というのは、どれぐらいの期間を想定しているのか。

事務局：現時点で期間を明確に定めてはいないが、一定の件数を会議に付議し、また本会議の各委員にも、これで適正な契約事務のフローが構築されたという確認を頂いた上で、本則に戻していくものと考えている。

イ ブダペスト大会を通じた東京 PR に係る広告物掲出等業務契約【資料５】

<説明・確認>

案件の概要について、事業担当者から主に以下を説明。

- （ア）当契約は、世界陸上ブダペスト大会を通じて、東京観光財団と連携して東京の魅力を発信することを目的に、競技会場におけるロゴの看板掲出や大会ＨＰや公式プログラム等へのロゴ掲載、大型スクリーンにおけるＰＲ動画の放映等行い、次期開催地である東京のＰＲを実施するもの。
- （イ）調達方式は特命随意契約で、ＷＡ（ワールドアスレティックス）を契約先として予定している。ＷＡは、大会を管理・統制・監督する唯一の団体で、大会に関する記載の取り決めを行う権限を有していることから、ブダペスト大会における広告やロゴの掲出、商業的な行為を行う権限を有している。本大会における広告物掲出等に係る商業的利用権はＷＡによってのみ取り決められるものであるため、本事業を実施できる唯一の者としてＷＡを特命する。
- （ウ）役割分担について、世界陸上財団は、ＷＡとの契約やＷＡ及びブダペスト大会の関係者との調整を行うことにより、競技会場内でのＰＲを最大限に実施できるよう、調整を行う。東京観光財団は、ＰＲ素材、Tokyo Tokyo のロゴ、VTR といった広告を行うための素材を作り、広告経費を負担する。
- （エ）予定価格の算出に当たっては、財団において、関係機関から情報収集を行い、単価を設定して、金額を積算した。

<質疑・意見など>

滝 口：世界陸上財団と東京観光財団の役割について、広告物掲出等の業務契約で発生する費用に関しては、全額、東京観光財団が最終的に負担をし、世界陸上財団は WA との契約の当事者になるだけという理解でよいか。

担当者：費用は、東京観光財団が全額を負担する。世界陸上財団の役割としては、契約締結だけではなく、WA やブタペスト大会関係者との調整を行う。

滝 口：どのように予定価格の積算を行ったか、また、最終的に契約金額が決まるまでの過程を教えてほしい。

担当者：予定価格の積算については、市場価格や関係者へのヒアリング等を踏まえ、財団独自で算出したものとなる。WA が提示する金額が予定価格の範囲内の金額であれば、契約を締結する。

（６）2025 世界陸上財団 第 1 回理事会での決議案件

<説明・確認>

（ア）執務開始に必要な初度調弁等に係る契約 6 件及び事務所の賃貸借契約については、理事会の決議を経て、契約手続を進めている。具体的には、複写機・什器類の整備、会計等の事務処理ソフト、法律相談業務委託などの契約だが、各契約について速やかな契約締結が求められるため、財団の財務規程に基づき、理事会の決議を受けて財団が契約締結を行う。

（イ）これら契約については、競争性を確保するために、原則、3 社以上の複数見積を徴取し、最も低い金額を提示した者と契約する。なお、契約の結果や見積過程の契約情報は、（契約締結後に）財団ホームページで公表する予定。

（ウ）事務所の賃貸借契約について、国立競技場に近接する、「JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE」の 5 階を財団の主たる事務所とするため、2023 年 7 月から 2025 年 3 月までを契約期間とし、契約を行う。

（７）委員長によるまとめ

- ・「契約・調達管理会議」における付議基準については提案のとおりとする。
- ・契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続を進めていただきたい。

（８）閉会